

(様式2)

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

所管課名	園芸畜産課	整理番号	18-2
処分の種類	診療機器等の使用制限命令等		
根拠法令条例等・条項	獣医療法第7条第3項(平成4年5月20日 法律第46号)		
処分の概要	診療用機器等に関して管理者が遵守すべき事項を遵守していないと認めるときに、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずる。		
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 獣医療法 (診療施設の管理) 第五条 開設者は、自ら獣医師であってその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。 2 前項の規定により診療施設を管理する者(以下「管理者」という。)が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。</p> <p>獣医療法施行規則 (管理者の遵守事項等) 第三条 法第五条第二項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一 飼育動物を収容する設備(以下「収容設備」という。)には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。 二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。 三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。 四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。 五 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)及び薬事法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。 六 常に清潔を保つこと。 七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。 八 放射線に関し遵守すべき事項は、第七条から第二十条までに定めるところによること。 2 診療施設の管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない。 3 診療施設の管理者は、この省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする。 4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。(往診診療者等への適用等)</p> <p>第四条 法第七条第二項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。 一 覚せい(ハル)(イ)剤取締法第二条第五項に規定する覚せい(ハ)い(イ)剤原料 二 麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬 三 エックス線装置</p> <p>第五条 法第七条第二項において準用する法第五条第二項の農林水産省令で定める管理者が遵守すべき事項は、第三条第一項第五号及び第八号に掲げる事項とする。</p>		
基準の制定根拠	—		